

令和2年 第5回

川西市教育委員会（定例会）議事録

川 西 市 教 育 委 員 会

会議日程・付議事件	1
出席者	2
説明のため出席を求めた者	3
議事録作成者	3
審議結果	4
会議の顛末（速記録）	5 ~ 29

会議日程・付議事件

会議日時 令和2年3月25日(水) 午後2時00分

場 所 川西市役所 4階 庁議室

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備 考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		事務状況報告	
4	議案第 5 号	川西市教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則の制定について	
5	議案第 6 号	川西市教育委員会職員の任用に関する規則及び川西市社会教育指導員規則の一部を改正する規則の制定について	
6	議案第 7 号	川西市教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則の制定について	
7	議案第 8 号	第2期川西市子ども・子育て計画の策定について	
8		諸報告	

出席者

教 育 長            石 田       剛

委            員            服 部       保  
(教育長職務代理者)

委            員            坂 本    かおり

委            員            治 部    陽 介

委            員            佐々木    歌 織

説明のため出席を求めた者

教 育 推 進 部 長	若 生 雅 史
こ ども 未 来 部 長	中 塚 一 司
教 育 推 進 部 副 部 長	中 西 哲
教育推進部副部長（学校教育担当）	山 戸 正 啓
こ ども 未 来 部 副 部 長	岡 本 敬 子
こども未来部参事（幼児教育保育課担当）	喜多川 昌 之
教 育 総 務 課 長	岸 本 典 子
学 務 課 長	志 波 仁 史
学 校 教 育 課 長	高 橋 忠 大
教 育 支 援 セ ン タ ー 所 長	岡 坂 憲 一
社 会 教 育 課 長	大屋敷 美 子
社会教育課主幹兼文化財資料館長	田 中 肇
中 央 図 書 館 長	村 山 尚 子
川 西 公 民 館 長	藤 井 恵 子
こ ども 支 援 課 長	岩 脇 茂 樹
幼 児 教 育 保 育 課 長	増 田 善 則
こども・若者ステーション所長兼 青 少 年 セ ン タ ー 所 長	木 山 道 夫
公 共 施 設 マ ネ ジ メ ン ト 課 長	林 正 紀

議事録作成者

教 育 総 務 課 主 査	四 方 田 政 樹
---------------	-----------

議案等審議結果

議案 番号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果
議案 5	川西市教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則の制定について	2.3.25	2.3.25	可 決
議案 6	川西市教育委員会職員の任用に関する規則及び川西市社会教育指導員規則の一部を改正する規則の制定について	2.3.25	2.3.25	可 決
議案 7	川西市教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則の制定について	2.3.25	2.3.25	可 決
議案 8	第2期川西市子ども・子育て計画の策定について	2.3.25	2.3.25	可 決

[ 開会 午後2時00分 ]

石田教育長 それでは、只今より、令和2年第5回川西市教育委員会(定例会)を開会いたします。

石田教育長 「本日の出席者」をご報告いたします。本日は、全員出席でございます。なお、「事務局職員の出欠」につきまして、事務局から報告をお願いします。

教育総務課長(岸本) 本日の「事務局職員の出欠」について、ご報告申し上げます。本日は、森下学務課担当参事が欠席でございます。どうぞよろしく願いいたします。

石田教育長 次に、本日の「議事日程」につきましては、配付しております議事日程表のとおりであります。

石田教育長 これより日程に入ります。日程第1「議事録署名委員の選任」を行います。教育長において、坂本委員、治部委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

石田教育長 では次に、日程第2「前回議事録の承認」でございますが、事務局において調製し、第3回定例会及び第4回臨時会の議事録の写しをお手元に配付しております。事務局から説明をお願いします。

教育総務課長(岸本) それでは、まず、第3回定例会の議事録につきまして、ご説明申し上げます。

1ページに会議日程・付議事件、2ページに出席者を、3ページに説明のため出席を求めた者、4ページに審議結果を掲載してございます。議事録につきましては、5ページからございまして、会議次第に基づきましてご審議いただきました経過等につきまして、調製させていただいております。

第4回臨時会の議事録につきましても同様に調製させていただいておりますが、非公開案件であるため、詳細な審議経過につきましては非公開とさせていただきます。

署名委員の署名につきましては、第3回定例会については佐々木委員、服部委員に、第4回臨時会については服部委員、坂本委員にご署名を頂戴しております。

以上でございます。

石田教育長 説明は終わりました。只今の説明について、質疑はございませんか。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。第3回定例会及び第4回臨時会の議事録につきまして、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議事録につきましては、承認されました。

石田教育長 では次に、日程第3、事務状況報告であります。事務局から報告をお願いいたします。

教育推進部長 それでは、教育推進部から報告させていただきます。

(若生)

1点目が市議会総括質問についてでございます。

市議会の各会派を代表する議員が、市長の施政方針や予算編成方針に対して行います総括質問は、2月27日と28日の2日間、5会派から教育推進部とこども未来部、それぞれが所管する事業に関するご質問がございました。

教育推進部関連では、市立留守家庭児童育成クラブの運営、学校ICT化の推進、学校運営協議会への運営支援の具体的内容、地域学校協働本部の具体的役割、児童生徒へのタブレットPCの配備、在日外国人学校就学支援事業廃止の考え方、中学校予定地、けやき坂と北陵とでございますが、と中学校建設について及び清和台・東谷中学校及び東谷小学校の児童生徒に対して交通費補助を行うこと、中学校給食の進め方と今後などについてご質問をいただきました。

こども未来部関連では、地域子育て支援拠点の設置、地域のこどもたちが地域の園所に入所できるようにすること、公立園のない地域から通う園児に対して交通費補助を行うことなどについてご質問をいただきました。

なお、予定されておりました一般質問におきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、市議会において中止と決定されました。

次に、2点目、一般会計予算審査特別委員会についてでございます。

3月9日、11日、12日の3日間、市議会一般会計予算審査特別委員会において、令和2年度予算の審査が行われました。



教育推進部とこども未来部の所管事業に係る主な内容でございますが、民生費の児童福祉費では、産後ケア事業、アステ市民プラザ空きルームを活用した自主学習支援、成人式典の方向性、認定こども園整備事業について、教育費では、JETプログラムに係るコーディネーター経費、就学支援事業における拡充支援、貸付型奨学金の削減理由、在日外国人に対する補助制度の在り方、学校運営協議会の課題、ICTによる部活動支援、適応教室運営事業、青少年育成事業における事業従事職員数の増、スクールソーシャルワーカーの今後、留守家庭児童育成クラブ事業、こどもを守る110番のおうち、小中学校における図書整備事業、授業準備補助(スクールサポートスタッフ)について、GIGAスクール、中学校給食、小中学校の施設整備、発掘調査の緊急調査のための試掘費用についてとなっております。

報告は以上でございます。

こども未来部長  
(中塚)

続きまして、こども未来部から、令和元年度川西市立学校・幼稚園・保育所・認定こども園の卒業式・卒園式・修了式について、ご報告いたします。

卒業式として、小学校16校が3月18日の水曜日、中学校7校が3月10日火曜日、川西養護学校中学部卒業式が3月19日木曜日に、また、卒園式として、加茂こども園が14日土曜日、幼稚園6園と牧の台みどりこども園が17日火曜日に、保育所6所につきましては14日土曜日・17日火曜日・19日木曜日のいずれかで修了式が実施されました。

今回、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の予防対策として、会場内の換気、時間短縮、椅子の間隔を空けた配置、マスク着用、消毒液による手指の消毒などを行い、保護者へは参加の人数制限への協力を依頼し、来賓等外部からの参列についてはご遠慮いただき、実施いたしました。

いずれの学校園所におきましても大きな混乱もなく、子どもたちの新たな門出に向け、送り出すことができたとの報告を受けております。

私からは以上です。

教育推進部長  
(若生)

続きまして、4点目、2月分の教育委員の皆様方の活動についてご報告いたします。

服部委員をはじめ全ての委員の皆様、2月20日に開催されました総合教育会議にご出席いただきました。

坂本委員には、PTAあり方検討会、川西市教育委員会主催特別支援教育研修における川西中学校及び多田中学校校内研修会、大阪府における水

都国際中学校・高等学校訪問、教育実践発表大会、加茂子ども園生活発表会、川西こども園オープニングセレモニー、緑台小学校におけるタブレット型パソコンを活用した授業づくり公開授業研究会、レフネック修了式、子ども若者センター・社会福祉協議会共催の子育て支援講座「こどもの心の発達に合わせた子育てのコツ」などにご出席をいただきました。

治部委員には、教育実践発表会にご出席をいただきました。

佐々木委員には、教育実践発表会、川西こども園オープニングセレモニー、レフネック修了式にご出席をいただきました。

主なものではございますが、ご報告をさせていただきます。

以上でございます。

石田教育長

只今の報告について、ご質問ございませんか。何か付け足すことでもあれば、よろしいですか。

私のほうからちょっと3点ばかり、お話というか報告を上げたいと思っています。

先ほど、こども未来部長からありました新型コロナウイルスの感染拡大防止ということで、随時教育委員の皆さんには報告はさせていただいているんですけれども、改めて市内の小中、養護学校の臨時休業について報告をお願いします。

教育推進部長  
(若生)

そうしましたら、私のほうから新型コロナウイルス感染症対策に係る本市立学校園所の対応について、ご報告いたします。

このたびの本市の対応につきましては、2月28日より発足いたしました新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、その都度その都度、市長部局と情報共有、ご協議の下、進めてまいりましたことを初めに申し上げます。

政府からの要請及び兵庫県教育委員会からの方針を受け、3月3日から3月15日までの2週間を市内小学校・中学校・特別支援学校を臨時休校といたしました。その間、幼稚園・保育所・認定こども園に関しては、通常通り開園所といたしましたが、いずれの施設も可能であれば自宅待機を保護者に依頼しておりました。同様に、留守家庭児童育成クラブについても、在籍児童を対象に朝8時30分から夕方17時まで開所することとしておりました。

この臨時休校期間中に、学校園所では卒業証書授与式等が予定されておりましたが、全ての学校園所において、予定していた日程にて、規模縮小・時間短縮・感染拡大防止措置を講じた上で、式を執り行いました。

16日以降、学校再開に向けて検討を行いました。6日、市内での感染者発生という状況や感染拡大防止、一刻も早い収束に向けて体制を取るということにより、3月16日から引き続き、臨時休校を延長することといたしました。

ただし、本市独自に、子どもたちの健康観察や休業延長中の学習支援、保護者の負担軽減を考え、3月16日月曜日と本日3月25日水曜日につきましては、登校日といたしました。

3月16日につきましては、小中、特別支援学校全ての学校在籍児童生徒数1万843人に対して、登校してきた児童生徒は96.4%ございました。3.6%、386人の子どもたちが、家の用事、感染リスク回避、不登校ということで登校を控えておりました。

本日25日につきましては、各校において、本年度の修了式を工夫して行ったり、成績表を渡したり、学級担任やクラスの仲間との年度末最後の一日を過ごしたものと思われま。

この臨時休業期間中には、留守家庭児童育成クラブに在籍以外の児童生徒に対して、学校での預かりというものを行っておりました。参加は16小学校全体で毎日約50名程度の参加でございました。また、16日以降の延長期間におきましては、これまでの学校預かりの受入れ対象を拡大し、保護者の就労や介護だけではなく、保護者のご都合がつかないなどを理由として、子どもだけになるご家庭や卒業した後の6年生の卒業生も含めて受入れを行っておりました。

このような状況の中、保護者の負担を減らし、給食が急遽中止されて苦境にある食材を納入する業者を助けようと、学校給食調理職員からの発意により、留守家庭児童育成クラブや学校受入れ児童を対象に、希望する児童へのランチ提供という取組を行っておりました。1食150円という設定で、児童・保護者にも好評であったようでございます。

先日、春季休業中の学校運営について、部活動を除き、通常の春季休業と同様の運営を行うものという兵庫県教育長より依頼がございました。

新年度以降の具体的な方向性については、今後、改めて県教育委員会より一定の方針が示されることと思っておりますが、現時点において、本市といたしましては、始業式は予定どおりの日程において実施する方向で準備を、また、入学式についても予定どおりの日程において、3月の卒業式等と同様に、規模縮小・時間短縮・感染拡大防止措置を講じた上で実施する方向で準備を行うよう、各学校園所長には指示を出しているところでございます。

以上でございます。

石田教育長

ということで、臨時休業について報告を補足させていただきました。  
何か質問があれば、よろしいですか。

3月5日に教育委員協議会を開かせていただいて、そのときには、3月16日は再開するということでご了解いただいていたんですけれども、先ほど報告がありましたように、3月6日に市内で感染者が出たということで、そのときのやっぱり地域、保護者の状況が極めて厳しい状況であったので、市長とも協議して、対策本部の中で、今、部長が報告したように、引き続きということで3月25日、今日まで一応臨時休業という形にさせていただいています。ご了解いただきたいなというふうに思っています。

今後のことについても基本的には対策本部会議で決定する形になりますけれども、今、部長が言った方向で春休みは臨んでいきたいなというふうに感じています。これが1点目です。

2点目なんですけれども、それで一つご相談したいのが、実は私のほうですごく心配しているのが、今このような状況で感染拡大の防止には努めるんですけれども、今後、もしやすると学校の児童生徒、もしくは保護者の中に感染者が出る可能性というのも否定できないかなと考えています。これでご相談なんですけれども、私が心配しているのは感染者が出てきたときに、今の状況でいうと非常に周りの方の動揺が激しくて、変な風評であるとか、人権的な配慮を欠いたようなことが広まっていけないかなというふうに心配しているところです。

そうなるからというのじゃなくて、その前にちょっと保護者や地域宛にそういうことの注意喚起みたいなものを教育委員会として、事務局ではなく教育委員会として出すことができたかなというふうに思っているんですけれども、これについて何かご意見があればと思うんですけれども、実は前にいじめ問題のときに教育委員会としてメッセージを発したことはあるんですけれども、今回、先ほども言いましたように市内の感染者が1名出たときの状況を考えると、今後児童生徒が出てきたとき、または保護者や教職員に感染者が出てきたときの状況を見ると、非常に厳しい状況にならないかなというのを危惧しています。

詳しくは協議会で決めていただこうかなと思っています。どのような形だと思うんですけれども、基本的にこれについてどうですかね。今、急にあれなんですけれども。その方向で進めてもいいですか。メッセージは5人連名でということを出させていただいて、内容については精査させていただくということで、ホームページもしくは保護者宛の文書として注意喚起をしたいなというふうに思っています。よろしいですか。

そしたら、詳しくはまた協議会で事務局と相談しながら、ただ、教育委員会として出すということでもよろしくをお願いします。

最後です、3点目なんですけれども、先ほど教育推進部長からありました総合教育会議、今回はできるだけ出た話について柱立てをしながらも率直な意見交換ができればという形で進めさせていただきましたけれども、これについて何かお感じになったこととか、これからこういう方向に進めばいいなというのがありましたら。どうですかね、初めてああいう形でやったんですけれども、どうですか。

坂本委員 私は、割といろんなことに対していろんな人がお話しできたので、すごくいい機会だったなと思います。

石田教育長 柱立てをどうするのかというのは今後のこともありますし、基本的には主宰は、市長のほうに主宰される会議なので、市長のほうの問題提起もこれからはあるかなと、今後は考えられるかなというふうには思っています。そのときに教育委員としての率直な意見交換ができたらと思いますので、そしたら次回、どんな議題になるかもしれませんし、いつ開催かも決まっていますけれども、そういう形で率直に市長と教育委員の中で意見交流する場ということをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。何かもしあったら、いいですか。どうぞ。

服部委員 こちらから市長にいろいろ申し上げましたけれども、その申し上げたことが一体どういう形になっていくのかということですね。だから、その前のときなんかは完全に聞き捨てになっていたもので、きちんと我々が言ったことがどういうふうにして捉えられたのか、それが問題あるなら問題ある、よければこういう形で進むとかいうような話がなければ、もうあまり僕はやる意味がないと思いますので、その点、市長にぜひそのことをお伝えしたいと思います。

石田教育長 そうですね。前も問題提起していただきましたけれども、その辺のレスポンスというか、それを受けて、教育委員会としてもそうですけれども、どういうふうに取り組んでどうなったのかというのがちゃんと追えるように、また事務局も市長部局と連動してその辺について教育委員にお伝えできるようにしたいと思っています。議事録については今ちょっと作成しているところなので、また出来上がった段階で共有できたらなと思います。

治部委員 今の総合教育会議についての感想なんですけれども、せっかく1時間という時間を使ってかなり濃密な話合いというかディスカッションができたので、あれが市民の皆さんに、今、教育委員会と市長部会とはこんなことを考えているという情報発信の機会を何かみんなに伝わりやすい媒体でできるといいなと思いますけれども、議事録という形ももちろんいいですし、ほかに何かないかななんて思います。

石田教育長 あの議事録はどういう扱い方になるんですかね、基本的な考え。

教育推進部 総合教育会議の議事録につきましてはホームページのほうで随時公開と副部長(中西) いう形には今、されています。加えまして、教育委員会のほうで何か発信できないかというのは少し考えたいと思っております。

石田教育長 文字媒体として出るということやね。ビデオなんかしてへんかったからね。市長部会と調整するんやったら、教育委員会として発出しても別に問題はないということですね、調整すればということで。またちょっとご提案いただきながら。

治部委員 例えば、漫画とかありますか。単純に文字をずらずらっとやるよりは、ポイントだけをぱっぱっと漫画形式にするみたいなほうが、もうちょっと広がり、情報が……

石田教育長 分かりやすい。

治部委員 啓発活動という意味ではありかなと、個人的には思いますけれども。

石田教育長 誰が漫画書くかやな。

治部委員 そうですね。

坂本委員 誰か立候補ないですかね。

石田教育長 いや、誰か。ただ、言われていたように文字言語ばかりもやっぱり伝えるのは、読むのもしんどいのは確かにあるなというふうには思いますので、それがイラストになるのか何なのか分からないですけれども、もし得意な人がおれば。

治部委員

やってみたい気もしますけれども。

石田教育長

やっていきたい。治部委員がやっていただくんやったら。

ちょっと発信、せっかくこういうことをやったということの発信だけは、それが箇条書にして分かりやすく、概要が分かるようにするという方法もあるかなと思います。

ほか、よろしいですか。いいですか。

それでは、事務状況報告については以上といたします。

石田教育長

では次に、日程第4、議案第5号「川西教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則の制定について」であります。

事務局から説明をお願いします。

教育総務課長  
(岸本)

それでは、議案第5号「川西市教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則の制定について」ご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

本案は、川西市教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則を別紙のとおり制定するについて、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。

提案理由は、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針の制定に伴い、教育職員の在校時間の適正な管理を行う必要があるためでございます。

平成30年7月に公布された働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により、民間企業等については、いわゆる36協定による時間外労働の上限規制が新たに規定されました。

このような労働法制の転換を踏まえ、地方公務員について、各地方公共団体において、超過勤務命令の上限時間を条例や規則等で定めることとなりました。公立学校の教育職員も地方公務員であるため、これらの規則の対象となりますが、公立学校の教育職員は法律の規定により、所定の勤務時間外に超過勤務命令に基づいて業務を行うのは、いわゆる超勤4項目、限定4項目、生徒の実習、学校行事、教職員会議、非常災害におけるやむを得ない対応の4項目に関する業務の場合のみとされているため、それ以外の業務は超過勤務とは整理されず、規制の対象とはなりません。

そのため、所定の勤務時間外に行われる限定4項目以外の業務は、教師

が自らの判断で自発的に業務を行っているものと整理されますが、学校の管理運営一切の責任を有する校長や教育委員会は、教職員の健康を管理し働き過ぎを防ぐ責任があり、こうした業務を行う時間を含めて管理を行うことが求められています。

限定4項目以外であっても、校務として行うものについては、学校教育活動に関する業務を行っていることに変わりなく、現に教員勤務実態調査によって教員の長時間勤務の実態が改めて判明した中で、所定の勤務時間外に行っている業務としては、限定4項目に関する業務以外のものがほとんどであることが明らかとなっています。

なお、学校教育活動に関する業務とは、児童生徒等の授業をはじめとした教育活動のほか、教務、児童生徒指導、教材教具管理、文書作成処理などの事務、外部関係者との連絡調整、学校教育の一環として行われる部活動等が含まれます。

こうした中、文部科学省が平成31年1月に公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインを策定し、さらに令和2年1月17日付で、提案理由に記載の指針が告示されました。本指針はガイドラインと趣旨を同じくするものであり、既存の規定では対象とはならない限定4項目以外の業務のための時間についても在校等時間として勤務時間管理の対象にすることを明確にした上で、その上限時間を示したものです。

かかる指針の中で、服務監督権者である各教育委員会が、在校等時間に関する上限時間の設定など、上限方針を規則等で定める必要があるとされたため、本件規則を制定しようとするものであります。

議案書の2ページをご覧ください。

第1条において、先ほどご説明したとおり、限定4項目以外の業務のための時間についても在校等時間として勤務時間管理の対象とすることを明確にし、1か月について45時間、1年について360時間を限度とすることを明記いたします。

また、第2条においては、主に通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に対応する場合の例外を定めるものです。

議案書3ページに移りまして、第3条においては、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、適宜教育長が定めるように委任しようとするものです。

なお、本件規則は令和2年4月1日から施行しようとするものです。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

石田教育長

説明は終わりました。只今の説明について、質疑及びご意見、一括して



何かございませんか。

前回、協議会で少しお話をいただいたところかなというふうに思っていますが、何かありましたら。

問題は、規定を定めることよりもそれを守るためにどんな施策を打つかというところにあるかなというふうに思っています。

本市におきましては部活動の指針を出して、早朝練習を原則禁止にしたということは、中学校の教職員にとってはかなり大きいことかなというふうには思っています。もちろん、保護者の中にも賛否両論ありましたけれども、踏み込んでやったことについてはよかったかなというふうには思っています。

ほか、よろしいですか。

これ、超えたらどうなるんですか。

教育総務課長  
(岸本) 今のところ罰則はなしと。

石田教育長 罰則はないんですか。

教育総務課長  
(岸本) はい。

石田教育長 健康管理か何かを……。

教育総務課長  
(岸本) 今後、この規則を制定していただいて、次年度からは勤務時間、例えば100時間を超えたものについては、産業医のほうに予算をつけさせてい  
ただいていきますので、面接指導等させていただく予定としております。

石田教育長 一応、事務局としても4本柱やったかね、4本の取組ということで幾つか柱立てをして、それについて取組をしているところです。まだ半分ぐらいしかできていないかもしれませんが、それを使ってということではあります。学校現場のほうも工夫して行事の精選であるとか、それから通知表の所見を3学期だけにするとか、割と思いついたことはしています。一応そういう工夫はしていますけれども、現状でいうとまだ超過勤務が多いというのは実態かなと。

坂本委員 パソコンをつけて消すというのが目安になっているということなんです

けれども、それは本人だけが分かる感じですか。一応学校全体でパソコンどれぐらいついているなみたいなのが分かるようなシステムになっているんですか。

教育総務課長  
(岸本) パソコンで分かるようにはなっているんですけども、毎月集計していただいて、教育委員会のほうへ提出していただいておりますし、学校長も管理していただくとともに、教育委員会でも管理させていただいているところです。

坂本委員 個人が何時から何時まで働きましたよというのを申請する、自己申請というか、そういう形ですね。

石田教育長 自分で報告している形。それ自体がまた超過勤務の負担になっているので、今、ある小学校でQRコードか何かを使ってやっているのがあるので、ちょっと事務局とも相談して、それを学校全体に広げられないかなということはやっています。勤務時間を管理すること自体が負担になっているという状態もあります。

佐々木委員 超えたものについて翌年産業医をつけるという話ですけども、超えた方、個人的にではなく、管理職に対して何らかの注意を促すような、そういった措置はないのでしょうか。

教育総務課長  
(岸本) 産業医の方に個人個人の面談をしていただいて、それをまた管理職にフィードバックすることにはなると思うんですけども、管理職全体としてはまた考えていきたいとは思っております。

石田教育長 学校現場にいる者からいいうとなかなか難しいところがあって、学校の組織として集約するものと、それから、どの仕事もそうだけど、個業なんですね、1人でやる仕事なので、1人で成立している仕事なので、その中身とかそういうものはなかなか分かりづらい、共有しづらいというところはあるかなと思います。だから、遅い方はずっと遅いし、割ときちっと帰られる方はきちっと帰られるような現状もあって、全体としてやらなあかんことと個人としてやらなあかんことが混在しているのは事実かなというふうには思っています。

よろしいですか。

いや、これだけじゃなくて、ここで言うのはあれなのかもしれないけれ

ども、実は事務局も非常に担当課で超過勤務を強いられる、強いられているというか、一生懸命みんなやっているんですけども、これについても課長級とは相談しながら、何か打つ手はないかというところでは言っています。そこら辺もちょっと考えていかないと、学校園所を指導する、その場所自体も超過勤務であるという矛盾が生じていますので、すごく重い課題かなというふうに思っています。

石田教育長        それでは、お諮りいたします。議案第5号について、これを可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長        ご異議なしと認めます。よって、議案第5号につきましては可決されました。

石田教育長        では次に、日程第5、議案第6号「川西市教育委員会職員の任用に関する規則及び川西市社会教育指導員規則の一部を改正する規則の制定について」であります。事務局から説明をお願いします。

教育総務課長  
(岸本)            それでは、議案第6号「川西市教育委員会職員の任用に関する規則及び川西市社会教育指導員規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

議案書の4ページをお開きください。

本案は、川西市教育委員会職員の任用に関する規則及び川西市社会教育指導員規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するについて、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。

提案理由は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴い、規則の一部を改正する必要があるためでございます。

まずは、本件法律改正の内容についてご説明いたします。

本件法律改正の趣旨は、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時・非常勤職員(一般職・特別職・臨時的任用の3類型)について、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付について規定を整備するものであります。

現在は、通常の事務職員等であっても、特別職（臨時または非常勤の調査員、嘱託員等）として任用され、その結果、一般職であれば課される守秘義務などの服務規律等が課されない者が存在していることから、法律上、特別職の範囲を、制度が本来想定する専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者に厳格化するものです。

また、臨時的任用は、本来、緊急の場合等に、選考等の能力実証を行わずに職員を任用する例外的な制度ですが、こうした趣旨に沿わない運用が見られることから、その対象を国と同様に、常勤職員に欠員を生じた場合に厳格化するものです。

そして、法律上、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であることから、一般職の非常勤職員である会計年度任用職員に関する規定を設け、その採用方法や任期等を明確化しようとするものであります。

議案書の6ページをご覧ください。

新旧対照表にてご説明いたします。第1条、川西市教育委員会職員の任用に関する規則において、同規則の対象外とする職員を、現在は臨時的任用の職員とのみ規定しているところ、本件法律改正に伴い、会計年度任用職員を適用除外対象に加える規定を設けるとともに、引用条項の修正を行おうとするものであります。

次に、第2条、川西市社会教育指導員規則において、先ほどご説明したとおり、特別職の範囲を厳格化することで、指導員を会計年度任用職員と位置づけ、報酬及び費用弁償について、川西市会計年度任用職員の給与等に関する条例の定めるところによるものと規定するものであります。

なお、本件規則は令和2年4月1日から施行しようとするものです。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

石田教育長

説明は終わりました。この件につきましても前回の教育委員協議会で会計年度任用職員についていろいろご説明いただいたところですが、何か質問ありますか。よろしいですか。

石田教育長

それでは、お諮りいたします。議案第6号につきまして、これを可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

石田教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号につきましては可決されました。

石田教育長       では次に、日程第6、議案第7号「川西市教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則の制定について」であります。  
事務局から説明をお願いします。

社会教育課長  
(大屋敷)       それでは、議案第7号「川西市教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

7ページをご覧ください。

本件は、今後の課題に柔軟かつ適切に対応するため、規則の一部を改正する必要があるので、同規則第10条第1号の規定により、議決を求めようとするものです。

改正点は以下の2点です。新旧対照表でご説明申し上げます。11ページをお開きください。

1点目は、「2 社会教育委員及び文化財審議委員会委員の委嘱の事務を処理すること。」について、「委嘱の事務を処理すること」については、1番目の「社会教育施策の企画調整及び推進に関すること。」及び3番目の「社会教育委員の会議及び文化財審議委員会等開催に関する事務を処理すること」で読み替えることができるため、別表の2番目の項目を削除し、改正前の3番以下を順次繰り上げようとするものです。

次に、12ページをお開きください。

2点目は、「13 児童生徒に対する地域支援施策の実施に関すること。」について、令和2年度より新たに実施する予定の地域学校協働本部の設置事務に関することについて、今後、部長・副部長専決での判断が必要となる事務が想定されます。このことから現在、課長が専決者となっている決裁事務について、部長専決の欄に「重要なもの」、副部長専決の欄に「比較的重要なもの」の文言を加え、課長専決の欄を「軽易なもの」へ変更しようとするものです。

以上、ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

石田教育長       説明は終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見等ございませんか。よろしいですか。より柔軟かつ適切に対応するためということですので、よろしいですか。

石田教育長       それでは、お諮りいたします。議案第7号につきまして、これを可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長           ご異議なしと認めます。よって、議案第7号につきましては可決されました。

石田教育長           では次に、日程第7、議案第8号「第2期川西市子ども・子育て計画の策定について」であります。  
事務局から説明をお願いします。

こども支援課長       それでは、議案第8号「第2期川西市子ども・子育て計画の策定について」ご説明いたします。  
(岩脇)

議案書は、13ページをご覧ください。

本案は、第2期川西市子ども・子育て計画を策定することについて、市長に申出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第5号の規定により、議決を求めるものであります。

現行の川西市子ども・子育て計画は、計画期間を平成27年度からの5年間としており、今年度にその最終年度を迎えていることから、このたび、子ども・子育て支援法並びに次世代育成支援対策推進法に基づき、就学前児童の教育・保育をはじめとする子育て支援事業の提供体制の整備を計画的に推進するため、新たに計画期間を令和2年度から6年度までの5年間とした第2期子ども・子育て計画を策定する必要があり、本議案をお諮りしているところであります。

本件では、昨年11月の教育委員会定例会で議決をいただき実施しました意見提出手続並びに昨年12月16日に開かれまして議員協議会において提示されたご意見に基づきまして、原案に一部修正を加えたものを計画の最終案として作成し、本日お手元にお配りをしております。

まず、意見提出手続、いわゆるパブリックコメントの結果についてお伝えいたしますと、昨年12月17日から本年1月15日までの期間で実施いたしまして、130人の方から160件のご意見をいただきました。

主なものとしましては、まず、保育士確保対策の推進に関するご意見が多数挙げられました。これに対しましては、「現在は、潜在保育士の復職支援に向けた合同就職相談会などを行っており、今後の保育人材確保に向けた施策の実施に当たっては、国の動向や先進事例などを注視しながら、効果的な取組を積極的に行いたい」旨の回答をいたしました。

また、保育士の処遇改善に関する意見・要望等も数多くいただき、これに関しましては、「現在行っている民間保育園に対する運営費支給のほか

にも、保育士の処遇改善につながる措置を国に求めながら、よりよい職場環境づくりへの取組を引き続き進める」との回答をいたしました。

意見提出手続に付した原案に対し、本案の作成に当たって修正を加えましたのは20か所ございますが、そのうちの主なものについてご説明をいたします。

まず、お手元にお配りしています第2期川西市子ども・子育て計画(案)の16ページをご覧ください。

本計画の色調に関して、特に地図表記に認識しにくい部分が見受けられるのご意見が挙げられたことに対しまして、本ページの「幼稚園・認可保育所・認定こども園の配置状況」を示しています地図について、色調をグレーからオレンジへと変更いたしました。また同時に、この地図におきましては、認可外の保育所に当たります企業主導型保育事業所及び地域保育園の所在位置を示す表記を書き加えることといたしました。

続いて、28ページ、29ページをご覧ください。

ここは、第4章、施策の展開の冒頭に当たる部分ではありますが、本計画と同時期に策定作業を進めております第2次川西市総合戦略のうち、重点戦略の一つであります「子どもたちの成長を支えあえるまちづくり」で示されている施策の分類や表記方法と最終的な整合を図りながら修正を加えて、6つの重点施策とそれぞれに付随する合計25の小項目を掲げることといたしました。

続きまして、56ページ、57ページをお開きください。

ここは、第6章、市立幼稚園・保育所・認定こども園のあり方について記述している部分になりますが、市立施設の今後の方針と取組を検討するに当たり、57ページの に当たります市立幼稚園の利用状況を示す表には、各園の年齢ごとの在園児数を表示すべきというご意見に従いまして、その内容を表中に書き加えております。

以上の主立った箇所以外にも、文言表記の修正や追記など、原案から変更を加えておりますが、本議案でお諮りする内容をもちまして、第2期子ども・子育て計画を策定し、来年度から本計画の実施に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

最後に、お配りしております計画案の25ページに当たりますが、計画の評価指標と過去5年間の実績値を掲載しております。そのうち 合計特殊出生率の平成30年実績の欄には、本来1.28表示すべきところ、その記載を漏らしております。大変申し訳ございませんが、訂正をいただきました上でよろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

議案第8号の説明は、以上であります。

石田教育長 説明は終わりました。25ページに訂正があって、の平成30年、1.28が抜けているということですので、訂正ください。

あと、パブリックコメント前に一度お目通しいただいていますので、主な変更点についてはパブリックコメントを受けた形にはなっています。以前も言いましたけれども、パブリックコメント自体、やはり不足する保育士の環境についての提案が多かったということで、これについてはまた育成の部分から考えていかなければならないんじゃないかなというふうには思っています。ちょっとやっぱり非常に厳しい状況ではありますので。

坂本委員 それこそ養成してはる学校ともうちょっとコラボしたりとか、いろいろ考え方があかなとは思いますが、

石田教育長 そこら辺、担当の課もそうですし、ほかの課でまた考えられるところもあるかなと思いますので、いい案があればまた教えていただけたらと思います。いいですかね。4月1日からということですね。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。議案第8号につきまして、これを可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第8号につきましては可決されました。

石田教育長 では次に、日程第8、諸報告であります。  
事務局から説明をお願いします。

教育支援センター 所長(岡坂) 「子ども自主活動支援事業プロモーションビデオについて」ご報告します。

準備いたしますのでしばらくお待ちください。

それでは、今年度よりスタートした子ども自主活動支援事業について、1次書類審査及び2次プレゼンテーション審査を経て、清和台小学校6年生のプロジェクト「みんなで作ろう! きんたくんパン」が選ばれ、活動を今現在しております。

1月より毎週水曜日放課後を利用して話し合いを進め、2月16日には清



和台小学校で6年生の有志でパン作り体験教室を実施しました。3月27日に清和台公民館、3月28日に川西公民館で市内在住・在勤・在学者を対象に、「みんなで作ろう！ きんたくんパン作り体験教室」の準備を進めていましたが、新型コロナウイルス完全防止のため、延期することとしました。この体験教室には、定員30名を超える58名の応募がありました。また、5月にアステ川西ぴいぷう広場で「きんたくんパンまつり」を実施する予定にしておりましたが、これもちょっと今、延期の方向で検討しております。

それでは、これまでの子ども自主活動支援事業の状況をプロモーションビデオにまとめましたので、ご覧ください。

(鑑賞)

石田教育長

ご苦労さまでした。  
何かご意見、ご感想あれば。

坂本委員

SNSもこの高校生の子が担当してくださるといことで、何かプロジェクトがいろんな形になっていていいなと思うんです。きんたくん、いっぱい票が入るように、SNSでもしてもらわないとね。

石田教育長

一応、きんたくんを知ってもらうためのパン作りなので、それが結果報告……ちょっとまぶしいんだけど。

ほか、何か。いいですかね。

担当課が言うのもあれなんです、すごく、初めての試みなので非常に試行錯誤しているのが実際かなというふうに思っています。担当と話しているところのコンセプトの一つは、子ども議会のときに記録があまり残っていなかったんです、長い歴史があるのに。どんなふうにやっていたか分からなかったと。それでいうならば、こういうふうにきちっとビデオにして残していくことによって歴史も分かっていくんじゃないかなということが一つと、見られて分かると思うんですけれども、結局、当選してプロジェクトをやる人に照準を当てるんじゃなくて、落ちた人に照準を当てようというコンセプトなんです。だから、必ず了承を得て、応募してくれた人をしてできるだけ掘り起こしていこうということ載せているということなんです。どうしても当選して受かった人だけでやってしまうようになると広がりがなくなるので、今言っていたように、落ちた人のアイデアを使って広めていけないかというところが一つの考え方。

だから、高校生のSNSというのは、自分らの企画は通らなかったけれども、きんたくんパン作りで生かせないかというところで今やっているところです。ただ、正直言って非常に担当課は苦労しているんですね。やっぱり小学生が企画するところですので非常に難しいし、今、コロナのこともあってどれだけできるかは難しいですけども、こういうふうにはビデオにして、これをまた広めることによって来年度応募する子が発掘されていくんじゃないかという考え方もあるかなというふうに思っています。

治部委員

やっぱり僕も活動はすばらしいなと常々思います。子どもたちがみんな問題意識を持って、それがプロジェクトという形になってそれを最終的にSNSで発表するというところまでいくという一連の流れがいいなと思いますし、何か知識だけにとらわれない、子どもたちならではのアイデアが、ビジネスの世界ではイノベーションはもう既存のあるものをいかにアイデアにしていくかみたいなことをよく言われるので、となると、こういう子どもたちからいっぱいアイデアを出してもらって、それをみんなで共有していくというのはいいなと思いますね。

石田教育長

ありがとうございます。現場も喜んでいたのは、学校単位で応募してくれたところがあって、非常に学校現場とうまいことくっついた、または学校現場の教職員がこれについて乗っかってくれた、特に福祉に関しての部門なんですけれども、それがさっき出ていた清和台小学校なんですけれども、市長が行かれた、福祉の面から川西を起こしていこうという、非常によかったんじゃないかなと思います。ただ、形にするのが非常に大変なので、これからまだちょっと悪戦苦闘するし、ちょっとやっぱり教育だけの力じゃなくて、民間の方のいろんな方の力を借りながらやっていく必要があるかなと思っています。ご苦労さまでした。

早めにまたいろんな人に媒体として見せられるようにしてください。  
よろしいでしょうか。

石田教育長

続きまして、「令和2年度川西市高齢者大学りんどう学園入学案内について」事務局からお願いします

社会教育課主幹  
(田中)

それでは、「令和2年度川西市高齢者大学りんどう学園入学案内について」ご報告をさせていただきます。

資料をご覧ください。

まず、1ページと2ページですけれども、1、学園設置の趣旨から10、閉講式及び修了証、皆勤賞について記載をしております。

3、学園の概要をご覧ください。

学習年限につきましては2年で、授業としましては一般教養講座が年11回、専門学科が年16回でございます。専門学科は文芸学科、わがまち学科、自然学科、水墨画学科、ことば学科、歴史学科の6学科から1学科を選択していただきます。

4、募集定員につきましては、文芸・わがまち・自然・ことば・歴史の各学科はそれぞれ25人ずつ、水墨画学科は20名でございます。

5、入学資格は、川西市在住で60歳以上の協調性を持ってやり遂げる学習意欲のある人でございます。

7、入学の申込みの受付期間は、4月1日水曜日から10日金曜日必着とさせていただきます。

3ページと4ページをご覧ください。

こちらのほうには全学生必須となっております一般教養講座の開催日時、講座内容、講師の経歴を記載しております。第1回の大阪府立大学大学院田中教授によります「海の彼方に消えた人々 / 補陀落渡海と文学 - 『平家物語』『発心集』『吾妻鏡』等を資料に - 」から、第11回の川西市生涯学習短期大学レフネック名誉学長の木津川計先生の講座まで、おおむね月1回ございます。

5ページと6ページには、専門学科全6学科の開催日時、講義内容、講師名等を記載しております。文芸学科、わがまち学科、自然学科は、原則第2、第4木曜日の午前中、水墨画学科、ことば学科、歴史学科は原則第1、第3木曜日の午前中の開催を予定しております。

また、入学案内につきましては、3月3日火曜日より市役所、各公民館、アステ市民プラザ、中央図書館等で配布しますとともに、市ホームページでも募集案内を掲載しております。また、市広報紙4月号にも募集記事を掲載する予定でございます。

なお、一般教養講座につきましては、老人クラブからも参加される予定となっております。

以上、「令和2年度川西市高齢者大学りんどう学園入学案内について」ご説明させていただきました。よろしくお願いたします。

石田教育長

説明は終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見等ございますでしょうか。

服部委員

すみません、いつも僕ばかりで。このりんどう学園の講座、別に問題ないんですけども、りんどう学園とかレフネックとかそれからあと公民館

の講座がありますね、そのすみ分けというか切り分けというのはどういう形でされているんですか。

社会教育課主幹  
(田中)

まず、りんどう学園の分ですけれども、これは高齢者福祉という観点でスタートしておりまして、年齢制限もございます。対象は60歳以上となっております。講義の内容につきましては、もちろん専門的な内容ではございますけれども、一般の大学での講義内容に比べるとそこまでのレベルではないというような位置づけになっております。

一方、レフネックにつきましては年齢制限がございませんで、生涯学習短期大学というふうになっております。講義の内容も大学で実際講義をしているようなレベル、非常に高いレベルの内容で講義をしていただいているというふうなものでございます。

今申し上げましたレフネックとりんどう学園につきましては、学生さんの在籍期間が2年ですので、単なる学びをするだけではなくて、そこでまた仲間づくりをして、交流を図ってというふうな部分がございます。それに比べまして、私、公民館の担当ではないんですけれども、公民館でやっている講座と申しますのは単発の講座が主になってきますので、そこで当然、講義を受けることで学び、知識を得たりということはございますけれども、そこで仲間づくりをするというようなことではちょっとしんどい部分があるのかなというふうに感じております。

以上でございます。

石田教育長

よろしいですか。

どっちかいうたら、りんどう学園は演習みたいな感じで実際に場所に行って自分たちの中で活動しているという、レフネックのほうは講義形式に近いかなというふうに思っています。それと、公民館についてはやっぱり単発であるかなというの思います。

ただ、この辺のすみ分けについてはきちっと外側にも分かるようにしなければならないし、この後の事業再検証でもきっとちょっと話題にされるんじゃないかなと。私自身は非常にいいと思っているんですけれども、公がこれをするのの意味みたいなものについてはやっぱりアピールしていかないと、全国的にもやっぱりそういう社会教育に関する予算というのは削られている方向性もあるかなと思います。

ほか、何かあれば。

坂本委員

私、ちょっと勉強不足なんですけど、この学科はずっとこの6つでいって

いるんでしたか。

社会教育課主幹 (田中) ここ数年はこのような学科になっていますけれども、学生さんの要望を受けまして、またそれを、りんどう学園の場合は運営委員会がございまして、そこで来年度の講座についてご希望があればということでいろいろご意見もいただいて、今年度と同じものでいこうということになりますと同じものになりますし、こういう学科を新たに、これに代えて新たにこういうものをやったらどうかというふうなことで、その意見が通りますとまた違う学科を設定したりということで、長いスパンで見ますと講座は定期的ではないんですけれども、内容自体は変わっていってございます。以上でございます。

石田教育長 わがまち学科が増えたんですかね、過去の歴史からいうと。そうじゃなかったですか。

社会教育課主幹 (田中) 途中から増えております。人気の学科になっております。

石田教育長 ほかに何かご質問。

服部委員 もう一点いいですか。すみません、これの講師料は幾らなんですか。

社会教育課主幹 (田中) ほとんどが1万円でございます。1講座1万円でございます。中には1万5,000円という方、いらっしゃるんですけども、それは1名だけでして、あとは皆、講師料は1学科1万円でございます。以上でございます。

石田教育長 よろしいですか。1万円。

服部委員 いや、何かレフネックと差があって、先生にそんな差があるんですか。

社会教育課主幹 (田中) レフネックにつきましては、現役の大学の教授、助教授陣に来ていただいているというのがありまして、その方々の最先端の研究成果を川西市に来てご披露していただく、講義をしていただくという内容になっております。一方、りんどう学園につきましては元学校の校長先生でいらっしゃる方とか市の職員で文化財を長年担当していた方であるとか、そういう地域

の専門家が講師になっておられるようなこともございまして、その辺がちょっと講師料の金額的な差というのが生じております。

以上でございます。

服部委員

大学の先生が偉いわけじゃ全然ないので、やっぱりその説明をうまくされたほうがいいと思うんですけどね。地元ですごいやっておられて、そのほうがずっといいという場合もいっぱいあると思うので、だから、何か大学の先生だから偉いから何かというのじゃ、ちょっと説明がつかないと思うので、例えば宝塚なんかは全部一律なんですよ。一律でそういう講座で2万円。だから、ちょっとその辺、何か、この中でもらわない人も中にはいると思うので、そういう人は別にして、ちょっと差があり過ぎ、説明がすごく大変そうなので、ちょっと考えられたほうがいいように思いました。

石田教育長

さっきもありましたけれども、講師は退職教職員とか、そういう割と手作り感が強い、ご存じと思うんですけども、いつも年に1回、教育長との懇談会を持つんですけども、非常に熱く語られて、自分らで本当に調べてやるのは面白いという感じの。

服部委員

だから、余計そういうのが何で安いのかという。

そうですね。演習形式でやる面白さはあると思いますね。だから、前の講師の方のときは、文芸学科は学校とコラボしましたわ。学校の生徒と一緒に講義をして、例えば枕草子をやるんやったら、枕草子について講義もやるし、授業も教科書やるので、一緒にコラボして授業したりしていた。これはあるべき姿かなと僕も思うんですけどね。ことば学科、水墨画学科とか歴史学科で、もし学校の授業とうまいこと結びついたら、年代の違う人が一緒に学べる機会にはなるかなと思うんです。なかなかちょっとやっぱり学校自体が敷居が高いところがあるので、ここは学校教育も考えていかなあかなかなと思います。

ほか、よろしいですか。

石田教育長

それでは、諸報告については以上といたします。

石田教育長

以上で本日の議事は全て終わりました。

石田教育長 次回の定例教育委員会は、4月16日(木)午後2時から、庁議室において開会の予定です。

石田教育長 これをもちまして、第5回川西市教育委員会(定例会)を閉会いたします。どうもありがとうございました。

[閉会 午後3時14分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

令和2年4月16日

署名委員 坂本 かおり

治部 陽介